



鳥取県公報

平成 25 年 5 月 10 日 (金)
第 8 4 9 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (407) (障がい福祉課) 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療 機関の指定 (408) (〃) 2 指定居宅サービス事業者の指定 (409) (東部福祉保健事務所) 2 指定介護予防サービス事業者の指定 (410) (〃) 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援 事業者の指定 (411) (〃) 3 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の販売代金の徴収事務の委託 (412) (生産振興課) 3 県営林産物の物品売払代金の徴収事務の委託 (413) (森林づくり推進課) 3 土地改良区の役員の就退任 (414) (東部農林事務所) 4 森林病虫害の駆除命令 (415) (中部総合事務所農林局) 4 出納員の権限に属する事務の一部の委任 (416) (会計指導課) 5
◇ 公安告示	指定都道府県交通安全活動推進センターの名称、事務所の所在地及び代表者の変更の届出 (1) (交通企画課) 5
◇ 海区漁調 委告示	漁業法による公聴会の開催 (3) 6
◇ 内水面漁 管委告示	漁業法による公聴会の開催 (4) 6
◇ 監査告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 (1) 7
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 7
◇ 調達公告	落札者の決定 (2件) (企業局経営企画課) 8

告 示

鳥取県告示第407号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
神経内科	音声機能又は言語機能障害 肢体不自由	齋藤 潤	鳥取市三津876 独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター
整形外科	肢体不自由	川口 馨	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

鳥取県告示第408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は 名称	開設者の住所	指定自立支援医 療機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療の 種類	指定年月日
医療法人社団法勝 寺内科クリニック	西伯郡南部町 法勝寺286-4	法勝寺内科クリ ニック	西伯郡南部町法勝 寺286-4	精神通院医療	平成25年5月 1日

鳥取県告示第409号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人さとに田園 クリニック	さとに訪問介護ステ ーション	鳥取市里仁54-2	平成25年5月1日	訪問介護
にこにこケア株式会 社	にこにこデイサービ ス桜谷	鳥取市桜谷173-21	〃	通所介護

鳥取県告示第410号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
にこにこケア株式会社	にこにこデイサービス桜谷	鳥取市桜谷173-21	平成25年5月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第411号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地	地域相談支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人アプローチ	鳥取市吉岡温泉町268	相談支援事業所アプローチ	鳥取市寿町791-8	地域移行支援、地域定着支援	平成25年4月1日

鳥取県告示第412号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の販売代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

一般財団法人鳥取県観光事業団

2 委託期間

平成25年4月10日から平成26年3月31日まで

鳥取県告示第413号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年 5 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社米子木材市場
株式会社倉吉木材市場
石谷林業株式会社智頭支店

2 委託期間

平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

鳥取県告示第414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり五本松土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年 5 月10日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

理 事	房 安 正 勝	鳥取市青谷町大字河原377－ 7
〃	飯 田 伊知郎	鳥取市鹿野町大字中園183
〃	大 石 静 雄	鳥取市青谷町大字青谷2805－ 2
〃	房 安 俊 樹	鳥取市青谷町大字河原389
〃	笹 尾 宏	鳥取市青谷町大字河原872
〃	滝 下 千 歳	鳥取市青谷町大字蔵内349
監 事	片 岡 立 身	鳥取市青谷町大字蔵内340
〃	長谷川 二 郎	鳥取市青谷町大字河原431
〃	棚 田 景 己	鳥取市青谷町大字青谷615

平成25年 4 月24日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	房 安 正 勝	鳥取市青谷町大字河原377－ 7
〃	長 谷 川二郎	鳥取市青谷町大字河原431
〃	飯 田 伊知郎	鳥取市鹿野町大字中園183
〃	棚 田 景 己	鳥取市青谷町大字青谷615
〃	房 安 俊 樹	鳥取市青谷町大字河原389
〃	大 口 学	鳥取市青谷町大字奥崎47
監 事	中 原 和 則	鳥取市青谷町大字河原282
〃	笹 尾 宏	鳥取市青谷町大字河原872
〃	長 谷 川 寛	鳥取市青谷町大字河原831

平成25年 4 月25日就任 任期 4 年

鳥取県告示第415号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月10日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成25年6月3日から同年7月19日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、中部総合事務所農林局及び湯梨浜町役場、北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第416号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成25年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県特別栽培農産物認証シールの販売代金の収納に関する事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県農林水産部東部農林事務所農林業振興課
課長補佐 津村 真二

3 委任期間

平成25年4月17日から平成26年3月31日まで

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第 1 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の31第1項の規定による指定を受けた財団法人鳥取県交通安全協会から、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月10日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

変更後の名称	変更後の事務所の所在地	変更後の代表者の氏名	変更年月日
一般財団法人鳥取県交通安全協会	鳥取市東町一丁目271	山下慶久	平成25年4月1日

海区漁業調整委員会告示**鳥取海区漁業調整委員会告示第 3 号**

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成25年5月10日（金）から同月20日（月）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取県栽培漁業センター（東伯郡湯梨浜町大字石脇1166）、鳥取県境港水産事務所（境港市昭和町9-7）及び海面に接している市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成25年5月10日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

1 開催日時及び場所

- （1）日時 平成25年5月21日（火）午前10時から
- （2）場所 倉吉市駄経寺町187-1 倉吉交流プラザ2階 生涯学習センター第1研修室

2 案件

海面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間並びに共同漁業の関係地区並びに区画漁業及び定置漁業の地元地区の事前決定について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成25年5月20日（月）正午までに鳥取海区漁業調整委員会事務局（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内）に提出すること。

内水面漁場管理委員会告示**鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 4 号**

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成25年5月10日（金）から同月20日（月）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥

取市東町一丁目220)、鳥取県栽培漁業センター(東伯郡湯梨浜町大字石脇1166)、鳥取県境港水産事務所(境港市昭和町9-7)及び関係市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成25年5月10日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成25年5月21日(火)午後1時30分から

(2) 場所 鳥取県倉吉市駄経寺町187-1 倉吉交流プラザ2階 生涯学習センター第1研修室

2 案件

内水面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び共同漁業の関係地区の事前決定について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業(漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。)及び発言内容の要旨を記載した書面を平成25年5月20日(月)正午までに鳥取県内水面漁場管理委員会事務局(鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内)に提出すること。

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の29に規定する包括外部監査人である高田充征の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月10日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
鳥取県監査委員 興 治 英 夫
鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
杉浦 為佐夫	鳥取市国安950-1	平成25年5月10日から平成26年3月31日まで
池原 浩一	鳥取市鹿野町小別所195	〃

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年5月10日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成25年6月18日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成25年6月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	”	”
”		平成25年6月26日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 5 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県企業局東部事務所で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計） 2,816,766キロワット時（1年当たり938,922キロワット時）
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成25年 3 月 7 日
- 4 落札者の名称及び所在地 中国電力株式会社鳥取営業所
鳥取市新品治町 1 - 6
- 5 落 札 金 額 44,213,163円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成25年 1 月 25 日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約担当部局の名称 鳥取県企業局経営企画課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 5 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県企業局西部事務所で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計） 1,833,498キロワット時（1年当たり611,166キロワット時）
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成25年 3 月 7 日
- 4 落札者の名称及び所在地 中国電力株式会社米子営業所
米子市加茂町二丁目51
- 5 落 札 金 額 29,657,175円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成25年 1 月 25 日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約担当部局の名称 鳥取県企業局経営企画課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271